

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項の一部改正について

改正理由： 推進本部組織の見直しのため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 理事(教育等担当) (2) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する教員 1名 (4) 教員養成評価プロジェクト担当教員 (5) 学長が委嘱する者 若干名 (6) 学務部参事役 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事(教育等担当)をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 (客員教授等) 第5条 本学の教職員以外の者で、本部員または専門部会員となった者には、東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)に基づき、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。 (専門部会) 第6条 推進本部に、専門的な立場から教員養成評価プロジェクトの課題を検討するため、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、学外の学識経験者及び本学の教職員から本部長が指名した者をもって組織する。 3 専門部会長は本部長が指名する。 (本部員及び専門部会員以外の者の出席) 第7条 推進本部及び専門部会は、必要に応じて本部員及び専門部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第8条 〔省略〕 第9条 〔省略〕 第10条 〔省略〕 附 則 この要項は、平成22年11月18日から施行し、平成22年11月11日から適用する。	〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 理事(教育等担当) (2) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する教員 1名 (4) 教員養成評価プロジェクト担当教員 (5) 学長が委嘱する教員 若干名 (6) 学務部参事役 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事(教育等担当)をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 (専門部会) 第5条 推進本部に、専門的な立場から教員養成評価プロジェクトの課題を検討するため、専門部会を置くことができる。 2 専門部会の委員は、本部長が委嘱し、専門部会長は本部長が指名する。 第6条 〔省略〕 第7条 〔省略〕 第8条 〔省略〕